平成２５年（フ）第９１号
千葉県我孫子市泉29番10号
破産者　小林美保子
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０６号
千葉県松戸市金ケ作344番地の１　サンマンション松戸常盤平308号
破産者　岩崎　俊彦
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０８号
千葉県流山市西初石５丁目60番地の２
破産者　有限会社江戸屋工芸
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０９号
千葉県流山市美原３丁目100番地の32　プロスペールＢ－７
破産者　浅野　啓幸
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０３４号
千葉県大網白里市北飯塚114番地、開始決定時の住所千葉市緑区誉田町３丁目１番地２　ウィンベルコーラス誉田209号
破産者　松野健次郎
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７号
千葉県習志野市香澄１丁目４番１―306号
破産者　樫村　禎則
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０号
千葉県市川市市川南１丁目３番20―101号　シャイン市川
破産者　徳田　雅幸
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８８号
東京都町田市つくし野１丁目25番地７ラヴィルヒロＢ－５、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市神奈川区羽沢南１丁目11番８号
破産者　有限会社エイアンドエス協和
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９３号
長野県佐久市中込２丁目29番地12
破産者　三恵建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１５９６号
名古屋市西区八筋町59番地の１
破産者　株式会社住信マネジメント
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９３号
名古屋市緑区神の倉４丁目189番地
破産者　株式会社ＮＡＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９４号
名古屋市天白区中平１丁目504番地
破産者　ＮＡＪＡＰＡＮＰｒｏｄｕｃｔｓ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９５号
名古屋市緑区神の倉４丁目189番地
破産者　有限会社カット倶楽部
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５５号
名古屋市中区松原１丁目６番８号
破産者　中部ファインテック株式会社
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９３号
島根県安来市広瀬町布部1167番地２
破産者　山本木材有限会社
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９４号
松江市東出雲町錦新町１丁目３番５号
破産者　山本　　潤
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５号
大阪府大阪市住吉区帝塚山中５－８―25
破産者　有限会社トップツアーズ
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第３２９号
青森県むつ市大曲２丁目13番38号
破産者　ひとみ急行株式会社
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４０号
千葉市花見川区横戸町863番地の２
破産者　有限会社ミナミ綜合機材
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７１８号
東京都八王子市横川町509番地
破産者　有限会社下田材木店
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７２０号
東京都八王子市横川町509番地
破産者　下田　　博
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７０１号
横浜市瀬谷区竹村町34番地１
破産者　株式会社勝光建設
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部